

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年3月28日

【事業年度】 第1期(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

【会社名】 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

【英訳名】 GS Yuasa Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大坪 愛雄

【本店の所在の場所】 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地

【電話番号】 075 (312) 1211

【事務連絡者氏名】 財務統括部長 中川 敏幸

【最寄りの連絡場所】 東京本社 東京都港区芝公園二丁目11番1号

【電話番号】 03 (5402) 5800

【事務連絡者氏名】 株式会社 ジーエス・ユアサ ビジネスサポート  
総務サポート部 部長 松田 文雄

【縦覧に供する場所】 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 東京本社  
(東京都港区芝公園二丁目11番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年6月30日をもって提出しました第1期(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、本訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(1)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

第6 提出会社の株式事務の概要

「株主名簿閉鎖の期間」の項目を削除

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(1)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(訂正前)

内部監査に関する業務は、内部監査規則に基づき監査室が担当しております。

< 後略 >

(訂正後)

内部監査に関する業務は、内部監査規則に基づき監査室(3名)が担当しております。

< 後略 >

## 第6 提出会社の株式事務の概要

(訂正前)

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
株主名簿閉鎖の期間	-
基準日	3月31日
株券の種類	10,000株券及び1,000株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区北浜二丁目2番21号 中央三井信託銀行株式会社 大阪支店 証券代行部
代理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき200円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜二丁目2番21号 中央三井信託銀行株式会社 大阪支店 証券代行部
代理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	次の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。 (算式)1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% (円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合は2,500円とする。
公告掲載新聞社名	日本経済新聞
株主に対する特典	なし

(訂正後)

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	10,000株券及び1,000株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府中央区北浜二丁目2番21号 中央三井信託銀行株式会社 大阪支店 証券代行部
代理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき200円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府中央区北浜二丁目2番21号 中央三井信託銀行株式会社 大阪支店 証券代行部
代理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	次の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の 数で按分した金額とする。 (算式)1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% (円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合は2,500円とする。
公告掲載新聞社名	日本経済新聞
株主に対する特典	なし